

総社市新庁舎広告付き A E D 設置業務事業者選定に伴う
公募型プロポーザル実施要領

総社市総務部財産管理課

1 目的

総社市新庁舎内において、来庁者等が突然の心不全に陥ったとき、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による蘇生処置が迅速に行われることを目的としてAEDを設置する。

また、総社市新庁舎に設置するAEDを広告付きにすることで、市が負担すべきAEDの導入等に係る経費の節減を図ること、及び広告掲出による地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

総社市新庁舎広告付きAED設置事業

(2) 業務内容

別紙1「総社市新庁舎広告付きAED設置事業仕様書」のとおり

(3) 履行予定期間

令和7年4月21日から令和14年4月20日まで（7年間）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、総社市新庁舎広告付きAED設置事業（以下「本業務」という。）を効率的かつ誠実に実施することができる者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。

① 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

② 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、本市が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

(3) 総社市事務事業からの暴力団等排除対策要綱（平成25年総社市告示第35号）第4条に該当しない者であること。

(4) 本プロポーザル参加申込時点で、都道府県又は市区町村から指名停止措置を受けていないこと。

(5) 本プロポーザル参加申込時点で、国税及び法人市民税の滞納がないこと。

(6) 過去5年以内に、他の地方公共団体（人口5万人以上）において広告付きAEDの設置実績があること。

(7) AEDの設置及び維持管理に必要な高度管理医療機器等販売業・貸与業の資格を有する者、または同資格を有する者を協力会社に指定できる者であること。

4 スケジュール

実 施 内 容	期 日
実施要領等の公表	令和6年11月13日（水）
質問書の提出期限	令和6年11月19日（火） 17時15分
質問書の回答期限	令和6年11月25日（月）
参加申込書等の提出期限	令和6年12月10日（火） 17時15分
企画提案書等の提出期限	令和6年12月17日（火） 17時15分
審査期間	令和6年12月18日（水） から 令和6年12月24日（火） まで
審査結果の通知	令和6年12月25日（水）（予定）

5 実施要領等の入手方法

実施要領等については、本市ホームページからダウンロードすること。

https://www.city.soja.okayama.jp/zaisankanrika/sangyou_machi/keiyaku_nyuusatu/puropozal_aed.html

6 質問書の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式3）

(2) 提出先

「13 問合せ先及び各種書類の提出先」と同じ

(3) 提出方法

電子メールによる提出（メール送信後、電話で受信の有無を確認すること。）

※電話や担当窓口訪問による口頭での質問は、一切受け付けない。

(4) 提出期限

令和6年11月19日（火） 17時15分

(5) 質問書の回答

質問に対する回答は、本市ホームページにて公表する。ただし、質問の内容によって事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。また、本プロポーザルに関する質問以外には、回答しない。

7 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

①参加申込書（様式1）

②誓約書（様式2）

③企業概要（任意様式）

本社・支店（営業所）の数，設立からの年数，資本金の金額，従業員数がわかるもの。

④同種業務実績確認調査（様式４）

⑤法人税，消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書（直近１年，写し可）

⑥法人市民税に滞納がないことの証明書（直近１年，写し可）

⑦ＡＥＤの設置及び維持管理に必要な高度医療機器等販売業・貸与業の資格を有する、又は、同資格を有する者を協力会社に指定できる場合、その資格証の写し

※①～⑦の提出がない場合、企画提案書等は受け付けない。

（２）提出部数

１部

（３）提出先

「１３ 問合せ先及び各種書類の提出先」と同じ

（４）提出方法

持参（土日祝日を除く８時３０分から１７時１５分まで。）又は郵送（配達証明つき書留郵便に限る。郵送の場合は提出期限までに必着とする。）

（５）提出期限

令和６年１２月１０日（火）１７時１５分

（６）その他

参加申込書等の提出後に辞退する場合は、令和６年１２月１７日（火）１７時１５分までに辞退届（任意様式）を提出すること。

８ 企画提案書等の提出

（１）提出書類

①企画提案書（様式５及び任意様式）

ア）企画提案書は、別紙１「総社市新庁舎広告付きＡＥＤ設置業務仕様書」、別紙２「総社市新庁舎広告付きＡＥＤ設置業務 公募型プロポーザル 書類審査 審査基準」を踏まえ、簡潔・明瞭に作成すること。（審査基準の項目に沿って記載する等配慮すること。）

イ）Ａ４版とし、日本語で記載すること。（資料の都合上、部分的にＡ３版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。）各ページ下部にページ番号を記載すること。

ウ）企画提案書の記述内容は、本市の財産管理課以外の職員が、提案者の説明がなくても読んで理解できるように配慮すること。

②広告設置料提示書（様式６）

※広告設置料が０円の場合は、その旨記載の上、必ず提出すること。

（２）提出部数

・正本 １部（代表者印押印のもの）

・副本 ８部（正本の写し）

（３）提出先

「１３ 問合せ先及び各種書類の提出先」と同じ

（４）提出方法

持参（土日祝日を除く８時３０分から１７時１５分まで。）又は郵送（配達証明つき書留郵便に限る。郵送の場合は提出期限までに必着とする。）。併せて提出書類の電子データ（ファイル形式：.pdf）を収録したＣＤも提出すること。

（５）提出期限

令和6年12月17日（火）17時15分

（6）その他

- ①企画提案書は、提案事業者が責任をもって必ず履行できる内容を記載すること。契約後、不正や虚偽が発覚した場合は、契約を解除するものとし、その賠償を請求することがある。
- ②一つの企業が複数の企画提案をすることはできない。なお、協力会社及び構成員についても同様とする。

9 審査方法等

（1）審査委員会の設置

本業務の履行に最も適した契約の相手方となる受託候補者を厳正かつ公正に決定するため、総社市新庁舎広告付きAED設置業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（2）審査基準

審査項目と配点内訳は別紙2「総社市新庁舎広告付きAED設置業務 公募型プロポーザル 書類審査 審査基準」のとおり。

（3）受託候補者の選定

提出された企画書提案書等を審査委員会において審査し、最も優れた提案を行ったと判断された事業者を受託候補者として選定する。

なお、審査は提出書類の内容のみで行い、プレゼンテーション及びヒアリング審査は実施しない。

（4）審査結果の通知

審査の結果は、その旨を全提案事業者へ書面により通知する。ただし、審査の内容・経過については公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

（5）提案事業者が1者の場合

審査委員会の審査のうえで本要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その1提案事業者を受託候補者として決定する。

10 失格要件

次に該当する場合は失格とする。

- （1）参加資格の要件を満たさなくなった場合
- （2）提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
- （3）提出書類の内容に不足、虚偽の記載があった場合
- （4）本要領及び仕様書に記載の内容を満たしていない場合
- （5）見積書に記載された金額が、提案上限額を超えている場合
- （6）前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合

11 協定書の締結等

- （1）本市は、受託候補者と協議し、提案内容を反映した協定書を締結する。
- （2）受託候補者は、協定書締結に向けて本市と協議し、協力すること。
- （3）協定書締結後、本市の指示に基づき、行政財産目的外使用許可の申請を行うこと。
- （4）本市は、候補者との協議が整わない場合、または、候補者が失格となった場合は、次点

者と協議を行うものとする。

1 2 その他留意事項

- (1) 提出書類作成等，本プロポーザル参加に要する経費は提案事業者の負担とし，提出された書類等は返却しない。
- (2) 提出書類の著作権は，提案事業者に帰属する。ただし，審査目的の範囲で複製することがある。
- (3) 提出書類の提出期限後の修正及び変更は，一切認めない。
- (4) 本プロポーザルへの参加及び不参加を問わず，本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報を除く）は，本プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

1 3 問合せ先及び各種書類の提出先

総社市役所 総務部 財産管理課

〒719-1192 総社市中央一丁目 1 番 1 号

電話：0866-92-8227 FAX：0866-93-9479

電子メールアドレス：zaisankanri@city.soja.okayama.jp